



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成25年2月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る事後調査報告書（工事中その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都港区芝五丁目26番24号 株式会社 東京機械製作所 代表取締役社長 芝 良計</li> <li>東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル 住友不動産 株式会社 代表取締役社長 小野寺 研一</li> </ul>
	指定開発行為の名称	株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 商業施設の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区新丸子東三丁目1135番1他
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設及び商業施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約37,200㎡ 延べ面積：約212,600㎡（A-1地区約108,600㎡、B-1地区約104,000㎡） 建築面積：約22,540㎡（A-1地区約18,240㎡、B-1地区約4,300㎡） 建物高さ：A-1地区約25.5m B-1地区約185m 計画戸数：約800戸 計画人口：約2,400人
	事後調査の項目等	騒音、産業廃棄物
縦覧のお知らせ	環境影響評価の 手続経過	平成22年 8月 2日：条例環境影響評価方法書公告 平成23年 8月19日：条例環境影響評価準備書公告 平成23年11月29日：条例見解書公告 平成24年 2月27日：条例環境影響評価審査書公告 平成24年 4月 4日：条例環境影響評価書公告
	縦覧期間及び時間	期 間：平成25年2月27日（水）から平成25年3月28日（木）まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限：平成25年3月28日（木） （郵送の場合は、3月28日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156	